

かぜにご注意を

インフルエンザ対策

今年もインフルエンザが流行する季節がやってきます。インフルエンザの恐ろしいところは、普通のカゼとは違い、感染すると典型的な症状として突然の発熱(39度以上)、悪寒にはじまり、肺炎などの合併症を引き起こしやすく、重篤になると生命の危険もある流行性の疾患です。

特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者の方は日頃からの予防がインフルエンザから身を守る最大の決め手となります。

インフルエンザは予防から
次の予防を日常生活に取り入れ、快適で楽しい日々が過ごせるようしましょう。

- ☆帰宅後のうがいと手洗いを習慣づけましょう。
- ☆マスクの着用を心がけましょう。
- ☆夜更かしをせず十分な栄養、睡眠、休養をとりましょう。
- ☆なるべく人ごみを避けるよう注意しましょう。
- ☆室内(部屋)の乾燥に気を付けましょう。



高齢者のインフルエンザ 予防接種費用を助成します

高齢者で予防接種を希望される方に、接種費用の一部を公費負担します。

今年初めて対象者となる方及び前年度接種された方には10月下旬に通知しました。

なお、対象年齢に達していない前年度インフルエンザを接種していない方で公費負担を希望される方は左記までご連絡ください。

対象者

- 満65歳以上の方
- 満60歳から満64歳までの人で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害をもち、身体障害者手帳1級を有する方

実施期間
11月1日～平成19年1月10日

接種費用 各医療機関の接種料金から1,000円を引いた額を医療機関へお支払いください。(接種料金の内、1人1,000円助成)

問合せ先
健康増進課健康づくり係
☎22217

農用地区域除外 申請の受付

市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定しています。通常、農用地区域を農地以外の目的で利用することはできませんが、やむを得ず農業以外の目的に利用する場合は、農用地区域除外手続きが必要となります。

また、除外対象となる農地は次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- 農用地区域以外には代替できる土地がないこと。
- 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

国の直轄又は補助による土地改良事業等の施工区域内にある土地については、当該工事が完了した翌年度から起算して8年を経過していること。

申請受付場所 産業振興課
申請締切 11月30日(木)

問合せ先 産業振興課
☎23914

11月は計量強調月間です 暮らしを支える正しい計量

正確な計量は、私たちの生活の基本です。

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算などに様々な計量器が使われています。また、健康を管理するために、体温計、血圧計などの計量器が使用されています。

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で、規制の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

食品の内容容量と量目公差

はかりで量った重さのことを「量目」といいます。計量法では、量目について、「正確な計量」に努めるよう義務付け、さらに精米、野菜、茶、肉、魚介類など29種類の商品

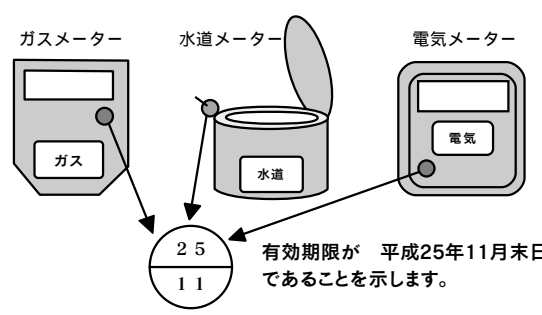
身近な特定計量器と有効期間

体温計、血圧計、ガスメーター、水道メーター、ガソリンスタンドの自動車等給油メーターなどは、計量法で「特定計量器」に定められています。その中には、検定等の有効期間のある特定計量器(下の表)があります。検定等の有効期間を過ぎたものは使用することができません。

主な特定計量器の検定等の有効期間

特定計量器名	有効期間
ガスメーター	10年
水道メーター	8年
電気メーター	10年
タクシーメーター	1年
自動車等給油メーター	7年

メーターの有効期限は、図のように刻印された封印で確認できます。



計量に関する相談窓口
静岡県計量検定所
☎054 278 8311
☎23914

交・通・安・全・だ・よ・り

夕暮れ時が危険なのは

帰宅する車などで交通量が増えます。また、買い物帰りの主婦や下校する学生などで、歩行者や自転車の通行も増えます。

家に早く帰りたいといった先を急ぐ心理が働き、安全確認が甘くなりがちです。

仕事などを終えた安堵感や疲労感から、注意力が低下しがちです。

薄暗くなるとものが見えにくくなり、歩行者や自転車の発見が遅れがちです。

高齢歩行者の道路横断中の交通死亡事故が多発!

先月、沼津市内の県道上で道路を横断中の高齢者(70代)の方が、普通乗用車に衝突されて亡くなる交通事故が発生しました。この事故は、日の入りから約1時間後の夕暮れ時の事故です。

夕暮れ時に高齢歩行者が事故にあう原因は
暗くなると車両との距離感が正しくつかめない

自分の歩行速度を過信している

歩行中、視線が下に向き安全確認があるそかになりがちなどがあげられます。

事故にあわないために
思っているよりも車は速く自分の歩く速度はゆっくりであることを認識しましょう。

自宅近くの通り慣れた道路でも、油断せず安全確認を忘れない!

夕暮れが近づいたら、明るい色の服装と反射材を着用し、相手に自分の存在をアピールしましょう。

ドライバーのみならず
日没時間の概ね30分前を目安に車のヘッドライトを点灯するように心がけましょう。

早めに自動車ヘッドライトを点灯することで、事故を防ぐ効果があります。

【問合せ先】 市民課防災係
☎22215

まちづくりシンポジウム

「歴史的まちなみ景観を活かしたまちづくり」の可能性を探る!

下田市では、現在なまこ壁や伊豆石などの歴史的な建造物及びこれらと一体となったまちなみ景観を活用した新しいまちづくりに向けての「まちづくり」を進めています。

そこで、これから進める歴史的まちなみ景観を活かしたまちづくりに向けて、見過しがちなまちの資源を再認識し、新たなまちづくりに向けた可能性を皆さんと一緒に考えていくため、左記によりシンポジウムを開催します。皆様お誘い合わせの上、ご参加ください。

まちづくりシンポジウム

日時 11月22日(水)
午後6時30分～午後9時

場所 市民文化会館小ホール

テーマ「歴史的まちなみ景観」を活かしたまちづくりの可能性を探る

内容

- まちの動き
- まちの資源の状況(旧南豆製水所を含む)
- 歴史的まちなみ景観を活かしたまちづくりの可能性

テーマ・内容は予定です。

問合せ先 企画財政課企画調整業務担当
☎22212